

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

<p>旧 新 B</p>	<p>旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>羽生市小松台一丁目六〇三番二七地先から 同市北二丁目七三三番一地先まで</p>	<p>羽生市大字下岩瀬字下岩瀬五三六番四地先 から 同市大字本川俣字堤根七三六番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・八〇〇 二九・八六</p>	<p>七・五四〇 一八・〇二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四九五八・四〇</p>	<p>二七〇六・九四</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
	<p>旧 A の一部は、羽生市道として 引き継ぐ。</p>	<p>備 考</p>